

都祁農業振興地域整備計画	月ヶ瀬農業振興地域整備計画	奈良農業振興地域整備計画
昭和46年度地域指定 平成23年度奈良地域に統合	昭和 44 年度地域指定 平成 23 年度奈良地域に統合	昭和 45 年度地域指定 平成 23 年度左記地域を統合
昭和48年度計画策定 昭和59年度全体見直し 平成10年度全体見直し 平成26年度奈良計画に統合	昭和 45 年度計画策定 昭和 50 年度全体見直し 昭和 56 年度全体見直し 平成 2 年度全体見直し 平成 26 年度奈良計画に統合	昭和 49 年度計画策定 昭和 63 年度全体見直し 平成 8 年度全体見直し 平成 26 年度全体見直し

奈良農業振興地域整備計画書

令和 8 年 2 月

奈 良 市

< 目 次 >

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
	(1) 土地利用の方向	1
	(2) 農業上の土地利用の方向	5
2	農用地利用計画	8
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2	農業生産基盤整備開発計画	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
4	他事業との関連	11
第 3	農用地等の保全計画	12
1	農用地等の保全の方向	12
2	農用地等保全整備計画	12
3	農用地等の保全のための活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	14
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	14
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	14
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 5	農業近代化施設の整備計画	17
1	農業近代化施設の整備の方向	17
2	農業近代化施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	19
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	19
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	19
3	農業を担うべき者のための支援の活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
3	農業従事者就業促進施設	21
4	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第 8	生活環境施設の整備計画	22
1	生活環境施設の整備の目標	22
2	生活環境施設整備計画	22
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	22
第 9	付図	(別添)
1	土地利用計画図 (付図 1 号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図 (付図 2 号)	
3	農用地等保全整備計画図 (付図 3 号)	
4	農業近代化施設整備計画図 (付図 4 号)	(該当なし)
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図 (付図 5 号)	(該当なし)
6	生活環境施設整備計画図 (付図 6 号)	(該当なし)
別記	農用地利用計画	(別添)
	(1) 農用地区域	
	(2) 用途区分	

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

<地域の位置及び範囲>

奈良市は奈良県の北部に位置し、平成17年4月1日、山辺郡都祁村、添上郡月ヶ瀬村を編入し、現在の市域面積276.8km²を構成する地域となっています。県に占める面積の割合は7.5%で、西は生駒市、南は大和郡山市、天理市、桜井市、宇陀市、東は宇陀市や山辺郡山添村、三重県上野市、三重県島ヶ原村、北は京都府相楽郡4町1村に隣接しています。

本市は、大正から昭和の大合併までの間に6度の合併を行い、市域を拡大させながら市勢を発展させてきました。また、月ヶ瀬村は明治30年の波多野村嵩地区の編入、都祁村は昭和30年に針ヶ別所村と都介野村の合併を経て、平成17年4月1日、奈良市に編入され現在の市域となっています。

本市の農業振興地域は、国道24号線より東部のうち、市街化区域、大型山林、ゴルフ場などを除いた区域に設定されています。

<自然条件>

地勢については、北部が奈良山丘陵、東部が高原地域で、中央部と南部は奈良盆地の北部にあたる平坦部、西部は丘陵部となっています。また、大和青垣国定公園、名勝「奈良公園」、名勝「月瀬梅林」、春日山原始林、スズラン群落などがあり、豊かな自然に囲まれた環境にあります。

<土地利用状況>

本市の農業振興地域における土地利用は、混牧林地以外の山林原野が全体の5割程度と最も多くを占め、田・畑・樹園地の農用地は全体の3割台を占める構成比となっています。

経年的には大きな変化は見られず、今後もおおむねこうした構成が続いていくことが想定されます。

[奈良市の位置]



[地区区分]



<土地利用の方向>

今後の土地利用については、地域農業の近代化に向けた基本的な資源である農用地に関して、営農振興の基盤としてその確保と有効活用を図ります。また、市街地の形成動向等を踏まえつつ、農用地等良好な田園環境の保全による、調和の取れた土地利用をめざします。

単位：h a、%

	農用地		農業用 施設用地		森林原野 (うち混牧林地)		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和8年)	3077.85	33.0	13.53	0.1	4506.15 (0)	48.4 (0.0)	1719.47	18.5	9317.00	100
目標	3077.85	33.0	13.53	0.1	4506.15 (0)	48.4 (0.0)	1719.47	18.5	9317.00	100
増減	0		0		0		0		0	

イ 農用地区域の設定方針

< a 現況農用地についての農用地区域の設定方針 >

本地域内にある現況農用地 3077.85ha のうち、a～c に該当する農用地 2243.57ha について、農用地区域を設定する方針である。

- a 集団的に存在する農用地
 - ・10ha 以上の集団的な農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益を除く。）
 - ・区画整理
 - ・農用地の造成（昭和 35 年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
 - ・客土、暗きょ排水等
- c a および b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ただし、c の土地であっても次の土地については農用地区域には含めない。
 - (a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地
 - (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

< b 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針 >

設定なし

< c 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針 >

本地域内にある農業用施設用地のうち、< a >において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものとして、農用地区域を設定します。

< d 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針 >

設定なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地は、本市の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であるとともに、将来にわたり食糧の安定的供給を図るための基本的な土地資源であることから、食糧の安定供給と農家経営の安定を図ることを目標として、既存の優良農用地の確保・保全に努めるとともに、基盤整備をはじめ、農道や用排水路の必要な農用地の整備を図ります。

< a 奈良地区 >

本地区の農用地区域の設定の対象となる現況農用地は、田や畑、農業用施設用地からなり、畑の大部分は、東部地域における茶園であり、気候、風土に適した栽培が行われています。

また、地域の農地の多くを占める田は、平坦部にあつては小区画であり、機械利用や輪作に伴う用排水条件などが不備な状態となっています。また、山間にあつては、地形条件による傾斜地棚田状の水田が多く、基盤整備の必要性は高いものがあります。

田は、本地域の基本でもある水田農業の基盤として、大型機械導入、作業の受委託、共同化等、地域農業の構造改善に対応しうる都市農業としての基盤の確立を目指します。このため、優良農地、基盤整備推進農地を中心に農用地区域として設定します。

畑については、農用地区域を設定し、水田の整備と合わせて灌がい排水施設、農道などの基盤の充実に努めます。

さらに、農業用施設の需要に対して、農地基盤の整備の中でこの用地を創出していくものとします。

< b 月ヶ瀬地区 >

地域の農業振興の方向は、茶を主幹作目としたものであることから、畑地としての農用地利用を図るものとします。

なお、月ヶ瀬を境とした、地区東部（月ヶ瀬石打・月ヶ瀬尾山・月ヶ瀬長引）では、相当な規模にわたって田が集団的に存在しています。付近に展開する樹園地及び畑地については、農場の近代化を促し、畑地としての利用を図ります。

また、地区西部（月ヶ瀬嵩・月ヶ瀬月瀬・月ヶ瀬桃香野）では、急峻な産地を形成し、自然的条件の悪い谷地田が多く存在しているので、畑への作付転換を行い、一部まとまりのある田（月ヶ瀬嵩地区）については農地の高度化を図り近代化を促します。

< c 都祁地区 >

本地域の農用地等の利用状況は、農用地及び農業用施設用地からなり、今後は重点作目の生産増大を考慮し、必要となる農用地を確保しつつ、関連する農業用施設用地も整備し、農用地利用の増進を図ります。

(表－農用地等利用の方針 その1)

(単位：ha)

区分 地区	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
a 奈良	1500.08	1500.08	0	—	—	—	—	—	—
b 月ヶ瀬	288.53	288.53	0	—	—	—	—	—	—
c 都祁	454.96	454.96	0	—	—	—	—	—	—
計	2243.57	2243.57	0	—	—	—	—	—	—

(表－農用地等利用の方針 その2)

(単位：ha)

区分 地区	農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
a 奈良	4.96	4.96	0	1505.04	1505.04	0	—
b 月ヶ瀬	0.14	0.14	0	288.67	288.67	0	—
c 都祁	0.97	0.97	0	455.93	455.93	0	—
計	6.07	6.07	0	2249.64	2249.64	0	—

イ 用途区分の構想

< a 奈良地区 >

東市、明治、帯解、精華においては、大和平野北部の水田地域に位置しており、農地の大部分は田畑輪換の可能な田となっていることから、今後とも野菜、花き類などと水稻の輪換、複合的な生産地としていくものとし、基盤整備を実施して、田としての利用を行います。また、当地域は田、普通畑などが混在していることから、農地の再造成、田の基盤整備などによって、用途の純化、団地の形成を行い、農地利用の効率化を図ります。

田原においては、茶園の造成により大和茶の特産地としての基盤が作られてきています。しかし近年、一部で茶園の荒廃がみられ、早急な対策が必要となっています。今後は、農地基盤の整備、定置配管施設などの近代化施設を導入し、良質茶の生産を推進するとともに、

農地の流動化による生産規模の拡大など総合的な整備を図るために、農用地区域の設定を行います。田については、狭あいな谷地田が連担しており、基盤の未整備とも相まって遊休化など農地利用の低下が見られています。しかし、平坦地域の農地は地域の重要な生産基盤であり、今後の野菜類など生産の拡大による農業経営の安定化を目指していくうえで、基盤整備を推進し、集团的優良農地を確保することは重要な課題となっています。また、荒茶加工施設等の大型共同化と生産組織の再編を進め、農業用施設用地として農用地区域を設定し周辺の畑との総合的な利用を図ります。

柳生においては、河川流域の田については将来においても田としての利用を図り、大型機械利用の促進、野菜類などの生産の拡大に向けた凡用田化などを目指し、農用地区域に設定し基盤整備等の促進を図ります。畑については、国営農地開発事業を中心に茶園の整備が進められ、さらに高度利用を目指した整備も図る必要があります。また、農業用施設については、荒茶加工施設等を農用地区域に設定し、周辺農地との一体的な利用を図ります。

大柳生においては、優良な田を確保し、規模拡大を図るため農用地区域を設定し、県営圃場整備を中心とした基盤整備の実施、凡用田化を推進し、将来においても田としての利用を図ります。畑については、急斜面の部分が多く点在する状況にありますが、農用地区域の設定を行い基盤整備を実施し、将来においても畑として利用していきます。

東里、狭川においては、木津川流域に位置し、河川沿いに小規模、不整形な田が分布しており、基盤整備が課題となっています。そのため、農作業の受委託、大型機械の利用などを旨とした基盤整備を実施し、水稻や、野菜の生産拡大を図り、将来においても田として利用していくものとして農用地区域の設定を行います。

< b 月ヶ瀬地区 >

月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引においては、長谷川に沿って南北に伸びる田を中心に、普通畑が展開しています。県道上野－南山城線を境に南北に分かれた農用地は、北は田、南は畑にほぼまとまりを見せています。田については土地利用の高度化を図ります。また、国営農地開発事業により農地造成された優良茶園や、農用地群を結ぶ線上にある農業用施設は保全します。

月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野においては、南西に展開する農用地は、田と茶園に利用されています。国営総合農地開発事業による造成で茶園の集団化が図られた一方、田については区画整理を完了したものの、条件等の悪い未整備な箇所もあり、これらの対応を図る必要があります。そのため、条件等整った田については基盤の整備をさらに推進し、有効利用を図り、農業用施設については保全します。南東に沿って展開する農用地については、田、茶園に利用されており、今後基盤の整備を推進します。

< c 都祁地区 >

農用地については、一部区画整理が完了し、機械化による作業の合理化が図られ、田として活用されています。今後も、この優良農用地を確保すると共に大型機械の導入、認定農業者等への集積を図り、農業所得の増大と安定を図ります。

また、畑については、茶を基幹作物として利用されていることから、今後においても、集団化等による効率的な農業経営を図っていきます。

ウ 特別な用途区分の構想

なし

2 農用地利用計画

別記のとおり

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業における土地基盤は、生産及び流通の基礎的条件であり、社会経済環境の変化に的確に対応し、農業の持続的発展を図る観点からもその整備促進は不可欠な要素です。

今後は、基盤整備事業を促進するとともに、意欲ある担い手農家等に対し、優良農地の集積を図り、積極的な土地利用型農業の展開を推進します。

一方で、就労構造の変化、厳しい社会経済動向などを背景に、後継者不足や担い手の高齢化など、営農意欲の高まりを促すには厳しい環境にあります。そのため、将来の農業経営の目標を明らかにし、地域の土地の特性を活かした整備事業等を進め、総合的で効率的な農地の活用を検討します。

ア 奈良地区

東市、明治、帯解等の平坦部の田については、作業の共同化、受委託、大型機械の導入などの作業の効率化や水田輪作による集約的な農業を展開する基盤の確立にむけた基盤整備を実施します。東部の山麓部については、畑における野菜、果樹の生産団地の形成を目指し、圃場整備の実施、灌がい施設の整備など総合的な基盤の促進を図ります。さらに、市街化区域と隣接する農地については、市街地との一体的な基盤整備を促進することによって、生産基盤を確立し、合わせて良好な地域環境を創出することを方向づけます。

精華においては、平坦部の田については、集約的な農業を推進していくため、農道、用排水施設などを一体的に整備する圃場整備を実施し、効率的な整備を図ります。山麓部などの傾斜地農地については、周辺山林などを含む農地の再造成により経営規模の拡大を図り、野菜類、花き、花木類の産地形成を目指します。

田原においては、田については、野菜類等の生産基盤の確立、作業の受委託などの生産の合理化を目指し、圃場整備を導入し、周辺産地との一体的な整備を実施します。畑については、農地造成や農道、定置配管施設整備など基盤的条件の整備を行い効率化、近代化を促進します。

柳生においては、平坦部の基盤整備を行い、汎用田化を進めるとともに、農道、用排水路などを含む基盤整備を主体とする総合的な整備を実施します。また、畑については、農作業の効率化、機械化のため、農地造成及び農道等の基盤整備を推進します。

大柳生においては、田では大型機械の利用、輪作に対応する圃場整備、用排水条件等の整

備など基盤整備を実施するとともに、傾斜地棚田地帯では周辺山林を含む整備により農地利用の高度化、農作業の省力化を図ります。畑については、農道、かん水施設の整備により、作業条件の整備、集団的農地の確保に努めます。

東里、狭川においては、小規模に散在する田については、圃場整備など基盤整備を導入することにより、集団的農地の確保、用排水条件の改良に努めるとともに、野菜生産に対応する定置配管施設など基盤的な施設の整備を行います。

イ 月ヶ瀬地区

月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引においては、農用地区域は起伏の多い丘陵地帯に広がり、田、畑からなります。田については地下水位が高く湿田で、その区域も複雑化したものとなっています。畑については近年地力低下による連作障害、また傾斜度15以上のものがあります。月ヶ瀬石打地区を中心に構造改善事業により圃場整備、国営総合農地開発事業が完了されていますが、今後さらに他の事業による整備が必要となっています。区画整備事業等が整備されることによって、田畑輪作、また農地の集団化、大型農業機械の導入などが容易となり、土地利用の高度化、生産の安定、農作業の省力化を図ります。

月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野においては、農用地区域が急峻な産地にへばりつくように広がります。田は谷間に沿って細長く伸び、湿田でその区画は小さく複雑となっています。畑については構造改善事業、国営総合農地開発事業等により一部が改良され、傾斜度の緩和、集団化及び農業機械の導入を容易にしています。今後さらに、畑地かんがい等により生産基盤の確立を図ります。田については、一部整備可能なまとまりを見ることができるので、これらについては圃場整備を行います。以上により農作業の省力化、農地の高度利用を行い生産の安定を図ります。

ウ 都祁地区

北から城山、都介野岳、南は立割山と連なる山々に分断された箇所では、北は布目川、深江川流域に、南は、笠間川流域の農地に分かれており、比較的平坦地であり、交通の便も比較的良好で、国営総合農地開発事業による区画整理、新農業構造改善事業等諸事業による整備がなされています。経営形態は、稲作が中心であり、転作田としてトマト、花き、大豆、カボチャが栽培されていますが、いずれも規模的には零細であり、水稻依存度が高く、合理化を図る必要があります。今後、転作による土地利用型作物の積極的な導入を検討しつつ、水田における高生産農業を目指します。

南北に流れる布目川、深川流域に区分された箇所は、山裾に樹枝状に水田や茶園が分布する全体的に改良山成開墾地から成る山間地域となっています。国営道号農地開発事業、新農業構造改造事業等の諸事業により、基盤整備、茶園造成がある程度進んでおり、地区農業の中核産地として期待されます。

経営形態は、水稻、茶中心に規模拡大が図られ、転作作物として、トマト、ほうれん草、花き等施設園芸も導入されており、複合経営形態をなしています。

今後は、広域農道の新設、農道整備、舗装、圃場整備、運動公園、観光農園等の基盤整備、農業の産地化、活性化を図るため、生産組織の強化、中核的リーダーの確保に努めます。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対 函 番 号	備考
		受益地区	受益面積等		
圃場整備	区画整理 用排水改良 農道新設・改良	田原	100ha	①	3団地
圃場整備	畑地かんがい工 既畑整備工 農地被害防護	月ヶ瀬 桃 香野	22.1ha	②	
農道整備	新設広域 11,000m	田原・柳 生・大柳 生・東里	1,200ha	③	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林のもつ機能は、木材生産等の経済的なものだけでなく、土地の保全・水源かん養等公益的機能を有しているため、県の森林計画等との連携を図りつつ、基盤整備にあたっては治山・治水に充分配慮した調和のとれた計画的な整備を進めていきます。

また、林道や作業道などの関連基盤についても、適切な維持・充実等に努めます。

4 他事業との関連

特に、道路等の交通網や生活環境面など、営農や農村環境の充実につながる整備については、総合計画など市政全体の計画や各種関連事業との相互調整及び連携により、農業の振興を図ります。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地面積は、おおむね横ばいの傾向で推移しており、こうした傾向が続くことが予想されます。

そのため、今後も多面的機能を維持しつつ、基盤整備が完了した農地は引き続き優良農地として保全するとともに、地域の現状に応じた小規模な基盤整備や、水資源のかん養や保水のための施設整備事業を必要に応じて進めていきます。

また、就農者の高齢化等を背景に増大傾向にある遊休農地の対策については、状況把握や管理等、適切に対応していくほか、農地利用集積円滑化等、効果的な農地活用についても取り組んでいきます。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
用排水施設整備	ため池等整備事業（下ノ池・桐ヶ池）	東市	21.2ha	④	

3 農用地等の保全のための活動

本市では、市全体の土地利用方向について総合計画などにおいて定めており、市街地開発と良好な農業基盤の両立及び環境へも配慮したバランスの取れた土地利用を進めているところです。

今後もこうした全市的な土地利用方針を踏まえ、優良な農用地を中心とした農用地等の保全に努めるほか、耕作放棄地を未然に防止するため、意欲ある農業者や農業生産法人等の担い手への農地流動化を推進します。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、環境の保全等、多目的な機能を有しており、こうした機能を発揮していくため、森林の適切な整備を進めるとともに、道路網の適切な整備、森林計画との連携等を通じ、地域の実態に則した森林整備等を行います。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

ア 奈良・月ヶ瀬・都祁共通

本市における農業経営の主体は従来から水田稲作であり、中核的農家にあつては、イチゴを中心に、なすなどの果菜、軟弱野菜類などの生産活動が活発です。また、東部では茶、シイタケ等を基幹とする生産活動も盛んです。

一方、水田における水稲の単作は、地域内農家の労働力や経営規模の状況から、困難な面もあるものの、今後とも本市の基調ととらえられ、水田を活用した田畑輪換栽培技術の確立、小規模農家を含み、中核的な農家、農業者が中心となる生産体制を構築していくなかで野菜類の生産の拡大、安定化を目指すことが基本的な方向です。また、茶、シイタケ部門については、生産基盤の拡充や生産活動の合理化などをさらに進め、野菜作などとの組み合わせによる農業経営に安定化を図ります。

これらの目標の下に、地域の持つ優れた特性を生かした魅力ある社会環境を創造していくことが、本市農業の目指すところであり、農業の近代化、合理化を推進し、地域内の農業者の特性に応じた地域の農業の在り方を検討して参ります。

農業経営の目標としては、水稲を中心とするイチゴ、果菜、軟弱野菜などの施設園芸など複合的な水田農業の推進であり、あわせて茶、シイタケなどの複合化による経営安定化を推進していくものとします。また、基盤整備や機械利用の合理化、作業受委託等、農地の流動化等による土地利用型農家の基盤作り、市内農家の経営の安定を目指します。

(表一 効率的かつ安定的な農業経営の目標)

地区	経営	営農類型	目標規模	作目構成	戸数	流動化 目標面積
奈良	家族 経営	水稲専作	5.0ha	水稲 5.0ha	30	50
奈良	家族 経営	イチゴ+水稲	2.35ha	イチゴ 0.35ha 水稲 2.00ha	30	25
奈良	家族 経営	茶+水稲	6.0ha	茶 3.0ha 水稲 3.0ha	20	25
奈良	家族 経営	茶専作	5.5ha	茶 5.5ha	10	15
奈良	家族 経営	茶+シイタケ+ 水稲	4.5ha	茶 2.5ha シイタケ 5000本 水稲 2.0ha	20	10
奈良	家族 経営	施設バラ	0.75ha	バラ 0.75ha	5	-
奈良	組織 経営	荒茶加工	5.0ha	茶 5.0ha	組合 5	-
月ヶ瀬	家族 経営	茶	5.0ha	茶 5.0ha	51	
月ヶ瀬	個人 経営	茶+シイタケ	3.0ha	茶 3.0ha シイタケ 5000本	76	
月ヶ瀬	個人 経営	そ菜+シイタケ +水稲	2.7ha	そ菜 1.7ha シイタケ10000本 水稲 1.0ha	10	
月ヶ瀬	個人 経営	茶+水稲	4.0ha	茶 3.0ha 水稲 1.0ha	30	
都祁	個人 経営	水稲+茶	5.5ha	水稲 3.0ha 茶 2.5ha	6	13.0
都祁	個人 経営	水稲+トマト+ 茶	4.2ha	水稲 2.0ha 野菜 0.2ha 茶 2.0ha	4	6.0
都祁	個人 経営	水稲+花	1.3ha	水稲 1.0ha 花 0.3ha	2	0.3
都祁	個人 経営	水稲+シイタケ	1.0ha	水稲 1.0ha シイタケ10000本	2	0.6
都祁	個人 経営	軟弱野菜	2.8ha	ホウレン草0.8ha キャベツ 2.0ha	2	5.0
都祁	個人 経営	水稲単作	10.0ha	水稲 10.0ha (自作地3ha 作業受託7ha)	5	26.0
都祁	協業 経営	水稲+茶 (3戸 以上の農家)	26.0ha	水稲 20.0ha 茶 6.0ha シイタケ 5000本	1	26.0

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 奈良・月ヶ瀬・都祁共通

(ア) 農作業の共同化

中核的農家を中心に、兼業農家を含む地域農業集団を育成し、共同作業を軸とする地域農業生産体制の再確立を目指すとともに、流通、販売に至る一貫した共同化を推進します。このことによって営農意欲の掘り起こし、増進を図り併せて農用地の有効利用を進めます。

(イ) 農用地等の流動化

主として水稲を中心とする兼業農家層の農地を、集落内での話し合いを前提とする流動化を進め、遊休農地の解消を図ります。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤強化促進法に基づき、流動化に向けた利用権等による集積、作業の受委託、共同化など農用地の有効利用と経営の改善、合理化を進めるために次のような方策を推進します。

また、これらの農地利用に関する情報を収集、管理し、地域農業の推進を主体的に調整、運営していく組織、体制づくりを推進します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市における林業従事者は少数であり、森林の荒廃等が懸念されるところです。森林は木材等の生産機能だけでなく、国土保全、環境保全、保健休養等、様々な公益的機能を有しており、計画的な管理・保全が必要とされています。

今後は林業経営も含めては森林管理も検討し、森林資源の活用を計画的に図ります。

4 その他計画関連事項

体験農業、観光農園などによる非農家住民の農業参加など、本市における観光振興との調整や社会教育・学校教育福祉等との連携によって、市民をあげての農地の活用により、地域農業の多角的な展開を図ります。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

(1) 奈良・月ヶ瀬・都祁共通

集落営農の再編と農地の高度利用の推進に対応した農業近代化施設の整備を進め、省力化及び生産コストの低減などによる生産性の向上を目指します。

これらの施設体系を、農業協同組合を中心とする地域の営農組織の活動と、地域農業改良普及センター、行政などの支援によって運営していくことが、基本的な方向です。

・ 水稲関連

水稲栽培は本市農業の中心であり、農家の意向を集約しながら、低コスト化、利用率向上を図る必要があります。

そのため、共同育苗施設の活用充実を図り、共同利用機械の導入、農作業の共同化、受委託促進を図るとともに、ライス・センターの整備により水稲栽培の合理化に努めます。

・ 野菜関連

集落単位の集出荷が機能しているものの老朽化している施設もみられ、また、生産農家の減少などから単独集落では維持運営が困難となる施設も想定されます。地区単位、作物別生産組織単位での共同育苗、集出荷選荷、貯蔵等への農業生産活動の再編を図り、これとあわせた施設配置の適正化を目指します。

また、消費者等との直接取引が占める割合も拡大してきており、共同直販機能の導入なども併せて農業近代化施設の整備を推進します。

・ 茶関連

近年の努力により特産地化がなされてきた部門であり、共同荒茶加工施設の配置などが進んでいます。今後、これらの施設については、担い手層の高齢化などに対応した共同利用機械、施設及び組織の整備・再編を行うとともに、広域的な共同利用施設の導入などの合理化を推進します。

さらに、生産団地を育成し、かん水、防除等の一貫した施設整備を推進します。

・ 花き・花木関連

共同育苗、集出荷、選荷施設の整備により生産団地の育成を目指します。

・ 畜産関連

飼養機器の導入による省略化、飼養管理技術の向上を図ります。

・ 体験農業施設等

農業振興地域の周辺は、優れた自然環境に恵まれているところから、都市住民との交流を図る場として、体験農園施設の配置を行います。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業の機械化や収入の安定化を図り林業就業者の育成や確保に努め、森林が有する公益的機能（国土保全機能、環境保全機能、地域住民の保健・休養機能）の保全を図り、魅力ある林業を振興します。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

集落営農の展開による共同作業化や農産加工の導入、観光事業、レクリエーション農業の推進及びレクリエーション施設の活用などにより、農業と関連する安定的な就労機会の創出を図ります。

また、農業とともに林業の振興も併せて図り、農業経営の安定化を促進します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現在、具体的な計画等はありませんが、地域の特産品である茶については、現在まで飲用が主体のところ、茶を主原料とする特産加工品の開発など地場産業の振興を図ります。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を支えている担い手には、専業農家や兼業農家、組織や個人など、さまざまな形態があります。それぞれの形態で所得向上につながる経営方針を確立し、関連する助成制度等の活用をすすめ、地域農業を支える担い手の意欲及び所得の向上を図ります。

さらに、農業・農村を愛する人づくりを進めるため、地元食材給食の推進や子ども・保護者・地域を含めた食育・食農教育の推進を図ります。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特産林産物の普及拡大、農業との複合経営など、労働力の確保による林業の安定的な振興を図るとともに、林道等の整備による作業環境の改善を図ります。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位：人

区分		従業地								
		市内			市外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	一次産業	9	7	16	6	2	8	15	9	24
	二次産業	15	4	19	13	8	21	28	12	40
	三次産業	52	31	83	31	22	53	83	53	136
自営兼業	一次産業	5	3	8	-	-	-	5	3	8
	二次産業	7	2	9	-	-	-	7	2	9
	三次産業	8	4	12	1	-	1	9	4	13
日雇・臨時雇等	一次産業	-	-	-	1	-	1	1	-	1
	二次産業	3	1	4	-	-	-	3	1	4
	三次産業	13	16	29	1	3	4	14	19	33
計		73	51	124	33	25	58	106	76	182

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市では、安定的な商業基盤に恵まれることから、具体的な目標設定は行いませんが、地域農業の再編、合理化を目指す農作業の省力化、機械利用の向上等によっては余剰労働力の有効活用施策として、集落営農の展開による共同作業化や農産加工の導入、観光事業、レクリエーション農業の推進及びレクリエーション施設の活用などにより、特に、高齢者、婦人層の農業と関連する安定的な就労機会の創出を図ります。

3 農業従事者就業促進施設

－ 該当なし －

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、林産物の生産、国土保全、環境保全等多様な機能を有しており、その管理保全を計画的に行うことが求められています。

そのため、市内の森林組合をはじめ林業の経営基盤の強化を促進するため、機械化等による作業の効率化を図るとともに、林業後継者等の人材育成を推進し、安定的な就業の場の確保に努めます。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市では、生活環境施設の整備は、各種都市施設の整備を通じて、一定の水準に達しつつあるものの、なお農村集落部においては、住民相互のコミュニケーションの場、くつろぎの場が必要です。

また、農村における生活意識の向上を考慮し、相対的に整備が遅れている農村生活環境の向上を図り、都市部との格差を解消していくための生活排水処理などの基盤的施設の整備が課題となっています。

さらに、本市への新規来住者、都市住民の流入を踏まえ、これらの人々と農村住民の交流によって、市民活動の活性化を図るとともに、個性ある地域社会としていくことも、本市の農村地域の重要な課題です。

したがって、本計画においても、農村の生活環境施設の整備を、農村生活の向上、市民交流など、多面的な方向性のもとに推進し、潤いと、魅力ある定住環境の創造につなげていくものとします。

今後、生活環境整備についても、生産基盤の整備とも併せ総合的、効率的に行っていくことを基本的な方向として推進します。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林については、生活環境上、緑地資源として、また水資源の涵養、防災上の役割が重視されます。今後とも自然的なレクリエーション機能の充実を図りながら、森林整備を推進します。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

重点項目である農地基盤の整備と合わせ、これと一体的な事業化を進める中で、集落道、集落排水施設、上水道施設その他関連施設用地の創出などを図り、生活環境の改善に努めます。

第 9 付図

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1 土地利用計画図（付図 1 号） | 別添のとおり |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号） | 別添のとおり |
| 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号） | 別添のとおり |
| 4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号） | 該当なし |
| 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号） | 該当なし |
| 6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号） | 該当なし |

奈良市
農業振興地域整備計画

令和8年2月

奈良市
観光経済部 農政課

〒630-8580

奈良市二条大路南 1-1-1

電話 (0742) 34-5142

FAX (0742) 35-5559